



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第603号 令和5年6月27日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
320	道路の区域を変更する件	道路整備課
321	道路の供用を開始する件	同

【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件	
2	地方自治法等による直接請求のための署名を求められない期間	

徳島県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名		区間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	
2 2		阿南勝浦		勝浦郡勝浦町大字沼江字 銚子ノ口三八番五地先か ら 同 字 一楽三九番二地先まで		旧		一三・四〇六七・三		一六一・七	
同		同		新		新		一四・五〇七四・九		一一九・一	

徳島県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

2 2	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		阿南勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字銚子 ノ口三八番五地先から 同 字一楽 三九番二地先まで	一一九・一	令和五年六月二十七日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第4号の規定により、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和5年6月27日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第4号の規定により参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、令和5年8月23日から当該選挙の期日までの間、徳島県及び高知県の区域内において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づく全ての直接請求のための署名を求めることができない。

令和5年6月27日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎